様式第１号別紙２（第５条関係）

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

１ 　広島県及び廿日市市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護

に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、広島県及び廿日市市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支

援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供

し、又は確認する場合があります。

２ 　移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうかの確認のため、必要な範囲におい

て、廿日市市が住民基本台帳の記載事項の確認及び就業先への調査等を実施する場合がありま

す。

　３　 暴力団員等でないことを確認するため、広島県警察本部その他関係機関に照会する場合があり

ます。